

鳥取市情報公開条例 および 個人情報保護条例の改正

みなさんのご意見をお寄せください

鳥取市の情報公開制度は平成11年10月から実施していますが、よりわかりやすく利用しやすい情報公開制度の推進を図るため、鳥取市情報公開条例の見直しについて、鳥取市情報公開制度等審議会に諮問しました。また、鳥取市の個人情報保護制度は平成15年4月から実施し、市が保有する個人情報の適正な取り扱いに努めています。このたび、平成17年4月から国の個人情報保護法が全面施行されたことから、個人情報の保護をより一層推進するため、鳥取市個人情報保護条例の見直しについても鳥取市情報公開制度等審議会に諮問しました。

審議会において、見直しについて検討を行った結果、「鳥取市情報公開条例及び鳥取市個人情報保護条例の改正について（中間まとめ）」をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を参考にさせていただき、さらによりよい条例にしたいと考えています。

改正案(中間まとめ)の概要

以下の点について、条例のなかに盛り込むよう提言する。

第1章 鳥取市情報公開条例の改正について

- 1 条例の目的に「市民の知る権利」「市民に説明する責務」を明記すること
- 2 「何人も」開示請求ができるようにすること

第2章 鳥取市個人情報保護条例の改正について

- 1 「事業者の責務」と「市民の責務」を明記すること
- 2 事業者の個人情報の取り扱いに対して、市長が指導、助言ができるようにすること
- 3 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情処理を行うこと
- 4 職員(元職員を含む)や外部委託先の従事者(元従事者を含む)などが個人情報を不適正に取り扱った場合の罰則を定めること

ご意見のあて先はこちらです

提出方法 様式は問いません。住所・氏名(団体名)・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置場所▷市役所本庁舎1階総合案内所
▷市役所本庁舎4階総務課情報公開室▷市役所
駅南庁舎1階総合窓口▷市役所駅南庁舎1階総
合窓口▷各総合支所地域振興課 ※鳥取市ホーム
ページにも掲載しています。(アドレスは表紙下段)

提出期限 9月30日(金)

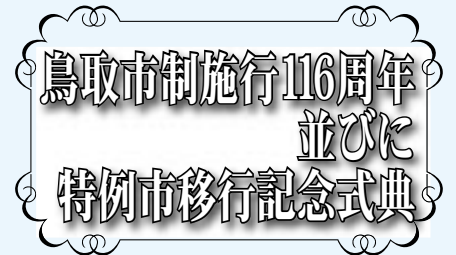
提出・問い合わせ先 市役所本庁舎総務課情報公開室 ☎(0857) 20-3105・☎(0857) 20-3040・
電子メール jkokai@city.tottori.tottori.jp

みなさんの
ご意見お待ち
しています!



情報公開室
岩本 室長

Public Information



特例市に移行する10月1日は、鳥取市制施行116周年の記念日でもあります。そこで本年は、「鳥取市制施行116周年並びに特例市移行記念式典」を開催します。

多くの市民のみなさんのご来場をお待ちしています。

と き 10月1日(土)
午後1時～4時

と ころ 鳥取市民会館

内 容 市政功労者表彰状授与
叙勲褒章受章者記念品贈呈

記念講演

「分権時代の都市づくり・その課題と展望」

※どなたでも入場できます。

記念講演講師

おおもり わたる
大森 彌 さん
東京大学名誉教授

1940年、東京都生まれ。東京大学大学院博士課程修了。東京大学教養学部教授、同学部長を経て、2000年東京大学を定年退職。その後、今年3月まで千葉大学法経学部教授。行政学、地方自治論が専門で、地方分権推進委員会の専門委員を歴任。わが国の分権改革に尽力され、「自治体職員論」など著書も多数。



問い合わせ先 市役所本庁舎総務課
☎(0857) 20-3102